

○ 風営適正化法関係

徴 収 項 目	手数料額	
	風俗営業	特定遊興飲食店営業
許可		
① ぱちんこ屋等営業（検定機及び認定機又は検定機のみ設置）		
3ヶ月以内の営業	17,800円+台数（検定機）×40円	—
その他の営業	27,800円+台数（検定機）×40円	—
② ぱちんこ屋等営業以外の風俗営業（特定遊興飲食店営業）		
3ヶ月以内の営業	14,000円	
その他の営業	24,000円	
滅失特例申請による加算額	①,②の金額に6,800円加算	6,800円加算
同時申請の場合の減算額	①,②の金額から8,600円減額	8,700円減額
許可証の再交付	1,200円	1,100円
相続の承認	9,000円	8,700円
同時申請の場合の減算額	5,200円減額	4,900円減額
相続に伴う書換	—	—
合併の承認	12,000円	12,000円
同時申請の場合の減算額	8,200円減額	8,700円減額
合併に伴う書換	—	—
分割の承認	12,000円	12,000円
同時申請の場合の減算額	8,200円減額	8,700円減額
分割に伴う書換	—	—
構造又は設備の変更承認	9,900円	9,900円
許可証の書換え	1,500円	1,400円
特例風俗営業者（特例特定遊興飲食店営業者）の認定	13,000円	13,000円
同時申請の場合の減算額	3,000円減額	3,000円減額
認定書の再交付	1,200円	1,100円
遊技機の変更承認（認定機）	2,400円	—
遊技機の変更承認（検定機）	5,200円+台数×40円	—
管理者講習	1時間につき650円	
遊技機の認定（本部事務）	4,300円+台数×40円	—
遊技機の検定（本部事務）	3,900円	—
性風俗関連特殊営業の届出確認書の交付		
店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業	11,900円	—
無店舗型性風俗特殊営業1号（受付所を設けるものに限る）	3,400円+受付所数×8,500円	—
その他の性風俗関連特殊営業	3,400円	—
性風俗関連特殊営業の変更届出		
受付所の新設	1,900円+受付所数×8,500円	—
その他の変更	1,500円	—
届出確認書の再交付	1,200円	—